

○総務省令第十三号

地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）及び自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の規定に基づき、地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

総務大臣 武田 良太

地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第一条 地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出)

第七条 都道府県知事は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料及び地方揮発油譲与税の額の算定に用いる自家用の乗用車の台数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2|| 指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

3|| [略]

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条 地方揮発油譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要があるときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県に係る道路の延長若しくは面積又は自家用の乗用車の台数が錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該都道府県に係る道路の延長又は面積に錯誤があつた場合 次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した地方揮発油譲与税(法第二条第一項の規定により譲与したものに限る。)の額に乗じて得た額

$$\frac{1}{2} \times \left[ \begin{array}{l} \text{錯誤を修正し} \text{---} \text{譲与の基準とな} \text{---} \text{譲与の基準とな} \\ \text{た道路の延長} \text{---} \text{つた道路の延長} \text{---} \text{た道路の面積} \text{---} \text{つた道路の面積} \\ \text{譲与の基準とな} \text{---} \text{譲与の基準とな} \end{array} \right]$$

二 当該都道府県に係る自家用の乗用車の台数に錯誤があつた場合 次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した地方揮発油譲与税(法第二条第七項の規定により譲与したものに限る。)の額に乗じて得た額

$$\frac{\text{譲与の基準となつた自家用の乗用車の台数}}{\text{譲与の基準となつた自家用の乗用車の台数}}$$

2|| 地方揮発油譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつた

(地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出)

第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

[新設]

2|| [同上]

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条 地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要があるときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。

$$\frac{1}{2} \times \left[ \begin{array}{l} \text{錯誤を修正し} \text{---} \text{譲与の基準とな} \text{---} \text{譲与の基準とな} \\ \text{つた道路の延長} \text{---} \text{つた道路の面積} \end{array} \right]$$

2|| 前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第四条の譲与額として算定した各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3|| 第一項の都道府県又は市町村に譲与すべき額に加算し、又は当該譲与すべき額から減額すべき錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤にかかる額とする。

め、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、前項第一号に規定する算式により得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。

3|| 前二項の場合においては、前二項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定により当該譲与時期に譲与すべき額から前二項の加算すべき額を減額し、及びこれに前二項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する同条の譲与額として算定した各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前二項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

4|| 第一項後段又は第二項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

附 則

〔1〕4 略

5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

〔表略〕

附 則

〔1〕4 同上

5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

〔表同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第二条 自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(自動車重量譲与税の算定に用いる資料の提出)

第四条 [略]

2 都道府県知事は、自動車重量譲与税の算定に用いる家用の乗用車の台数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるが生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積(第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

[算式略]

2 自動車重量譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるが生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該都道府県に係る家用の乗用車の台数に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

錯誤を修正した後の

錯誤を修正する前の

家用の乗用車の台数

家用の乗用車の台数

錯誤を修正する前の

家用の乗用車の台数

3 前二項の場合においては、前二項の譲与時期において各市町村及び都道府県に譲与する額は、法第三条の規定により当該譲与時期に譲与すべき額から前二項の加算すべき額の合算額を減額し、及びこれに前二項の減額すべき額の合算額を加算して得た額に基づいて算定した各市町村及び都道府県に譲与すべき額に前二項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

4 第一項後段又は第二項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

附則

[1~4 略]

(自動車重量譲与税の算定に用いる資料の提出)

第四条 [同上]

[新設]

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるが生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積(第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下本項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

[算式同上]

[新設]

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各市町村に譲与する額は、法第三条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額の合算額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額の合算額を加算して得た額に基づいて算定した各市町村に譲与すべき額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

附則

[1~4 同上]

<p>5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔6 略〕</p>	<p>5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中自動車重量譲与税法施行規則第四条及び第五条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中地方揮発油譲与税法施行規則第七条及び第八条の改正規定 令和十六年四月一日